

〔論 文〕

観光資源としての「名勝」

——『保存管理計画』にみる活用方案からのアプローチ——

和 泉 大 樹

はじめに

「名勝」は、文化財保護法において、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」、「埋蔵文化財」、「文化財の保存技術」と8分類された保護対象のうちの「記念物」の1類型として定義された文化財である。文化財保護法第2条第1項第4号¹⁾において、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの」と定義された「記念物」の類型の1つである「名勝地」のうち、文化財保護法第109条第1項²⁾に基づき文部科学大臣が「重要なもの」として指定したものである。

「名勝」は、『特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準³⁾』により、「風致景観が優秀で名所のあるいは学術的価値が高い自然的なもの」と「芸術的あるいは学術的価値の高い人文的のもの」という大きな2種の区分と「公園、庭園」、「橋梁、築堤」、「花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所」、「鳥獣、魚虫などの棲息する場所」、「岩石、洞穴」、「峡谷、瀑布、溪流、深淵」、「湖沼、湿原、浮島、湧泉」、「砂丘、砂嘴、海浜、島嶼」、「火山、温泉」、「山岳、丘陵、高原、平原、河川」、「展望地点」という11類型に分類されている。

ところで、我が国において、観光資源としての「名勝」と言えば、「人文的なもの⁴⁾」に含まれる名勝である「庭園」が連想されることが多いと考えられる。このことは、国指定名勝のうち半数以上の55%⁵⁾を「庭園」が占めるという数字データからも明らかであろう。「祭祀・儀

式・饗宴・逍遙・接遇などの場として、あるいは鑑賞の対象として、一定の空間的・時間的美意識のもとに造形される屋外空間⁶⁾」と定義される「庭園」は、「祭祀・儀式・饗宴・逍遙・接遇などの場」や「空間的・時間的美意識」という要素が、各時代の社会背景や文化意識の上に成立するものであることから、「その美しさの鑑賞⁷⁾」のみでなく、日本の文化を感じることができ文化財として評価することができよう。また、このことは、インバウンドの観点から考えても、「庭園」は日本の美しさを鑑賞することができる、日本の文化を感じることができ、日本を表徴する側面のある観光資源として有効であるという点に首肯することができよう。

また、「自然的なもの」に分類される「名勝」においても、観光資源として捉える際の基礎的観点は「その美しさの鑑賞」であると考えられる。

しかしながら、その「名勝」の持つ美しさを鑑賞し、鑑賞から何かを感じるのみでは、観光者の眼差しに変化⁸⁾が生じている現在、多くの観光者を持続的に引き付けることは出来ないであろう。

本稿では、「名勝」を適切に保存・管理するための方針や将来的に整備・活用を図るための指針として、その「名勝」の所在自治体等により策定される『保存管理計画⁹⁾』にみる活用方案に着目し、観光資源としての「名勝」についてアプローチし、鑑賞以外の有効な活用的観点を抽出してみたい。

観光資源としての文化財

観光資源としての「名勝」へアプローチする前に、大きく観光資源としての文化財の在り方を平成24年(2012)に定められた『観光立国推進基本計画¹⁰⁾』を取り上げて把握しておきたい。ここでは、観光資源としての文化財に関する多くの記述が見られる。

『観光立国推進基本計画』の「(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成」の項には、「①ニューツーリズムを核に据えた持続可能な観光地域の形成」というタイトルを付して、以下のようにニューツーリズムの潮流の中で観光資源を活用し、観光地形成を推進する方向性が記されている。

我が国は、自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等、豊富な観光資源があり、訪日外国人のみならず、日本人にとっても魅力的な観光メニューを提供することができる。財政支出拡大による地域振興が望めない中、地域が魅力ある観光地域を形成し持続可能な地域経営を行うためには、これらの資源を活用してニューツーリズムを創出することにより、観光旅行者の多様なニーズに応えるとともに観光旅行者の宿泊数の増加につなげることが重要である。このため、体験・交流の要素を取り入れた地域密着型のニューツーリズムを核とした持続可能な観光地域の形成を促進する。

『観光立国推進基本計画』p29

観光庁は、ニューツーリズムについて、「従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態¹¹⁾」であると定義し、「活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられ、旅行商品化の際に地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化につながるものと期待されています¹²⁾」と説

明している。この定義・説明に依拠すれば、観光資源という観点からは、従来の物見遊山的な観光については優れたもの、美しいもの、特別なものが資源として広く用いられ、ニューツーリズムについては、日常的なものも含めて資源として用いられるという違いが認められるのである。すなわち、近年の観光のスタイルを端的にまとめると、「大衆化・大量化された旅ではなく、自由に自分らしい旅を個人が創造するスタイル」、「地域の日常を体験・経験するスタイル」とまとめることができようか。

以上のように、これまでの物見遊山的観光から、地域をステージとし、地域住民が登場人物として登場する「体験」や「交流」の要素を取り入れた観光を目指す方向性が確認できよう。

文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である。観光立国の実現のためには、観光による交流を単に一回限りの異文化、風習との出会いにとどめることなく、より深い相互理解につなげていくことが重要である。このため、国においては、文化財や歴史的風土に関する観光資源を活用した観光交流への取組を促進する。

『観光立国推進基本計画』p32

また、『観光立国推進基本計画』には、上記のように、「文化観光の推進」についての記述がある。ここでは、「文化財や歴史的風土に関する観光資源を活用した観光交流」により、観光者の「知的欲求」を満たす観光を目指すことが確認できよう。

これら以外にも、『観光立国推進基本計画』においては、「文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発」、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化」、「歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発」、「優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発」などの記述が見られる¹³⁾。

また、直接、文化財に関する記述ではないが、

Mar. 2016

観光資源としての「名勝」

「水辺における環境学習・自然体験活動の推進等」や「農山漁村の地域資源の活用支援」などの記述が見られる¹⁴⁾。

以上のような記述内容から、観光資源としての文化財は、その活用に際し、地域に密着した形で、「体験」や「交流」、「学習」の要素を取り入れながらの展開が考えられていることが理解できよう。

『保存管理計画』にみる「名勝」の観光的活用案について

冒頭に記したように、「記念物」の1類型である「名勝」は、『特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』により、「風致景観が優秀で名所のあるいは学術的価値が高い自然的なもの」と「芸術的あるいは学術的価値の高い人文的のもの」という大きく2種に区分され、細かくは「公園、庭園」、「橋梁、築堤」、「花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所」、「鳥獣、魚虫などの棲息する場所」、「岩石、洞穴」、「峡谷、瀑布、溪流、深淵」、「湖沼、湿原、浮島、湧泉」、「砂丘、砂嘴、海浜、島嶼」、「火山、温泉」、「山岳、丘陵、高原、平原、河川」、「展望地点」という11類型に分類されている。平成26年(2014)4月1日、現在、国が指定した「名勝」の内訳は、表1のように、庭園207件、公園10件、橋梁2件、花樹14件、松原6件、岩石・洞穴14件、峡谷・溪流34件、瀑布9件、湖沼3件、浮島1件、湧泉1件、海浜36件、島嶼9件、砂嘴1件、温泉2件、山岳16件、丘陵・高原・平原

2件、河川1件、展望地点10件の合計378件である¹⁵⁾。

ここでは、実際に『保存管理計画』に記述された活用案を事例として取り上げながら、「名勝」の観光的活用について考えてみたい。大きな2種区分である「人文的なもの」と「自然的なもの」について、各々、事例を取り上げてみたい。「人文的なもの」の事例として「名勝錦帯橋」を、「自然的なもの」の事例として「特別名勝松島」を取り上げることとする。

事例①「名勝錦帯橋」

錦帯橋は、山口県岩国市に所在する名勝である。錦帯橋は、岩国藩の第3代藩主吉川広嘉が城下を2分する錦川に洪水等で流されない橋を架橋しようと技術者らによる研究を進めさせ、実現した橋梁である。錦帯橋は、延宝元年(1673)に創建された5連の木造橋で、構造等は他に類を見ない希少なものであり、その架橋技術は継承され続けている。また、橋と周囲景観が織りなす橋梁景観ともいべき独特の景観が形成されている。このような価値を持つことから、山口県を代表する観光資源の1つとなっており、岩国市では2015年より市役所内に世界遺産推進班と架け替え班の2グループからなる「錦帯橋課」を設け、世界遺産登録を目指すなど、地域づくりや観光振興の中心資源として位置づけている¹⁶⁾。大正11年(1922)に史蹟名勝天然記念物保存法により、「名勝」として国の指定を受け、昭和18年(1943)に追加指定がなされた。昭和25年(1950)には文化財保護法によ

表1 名勝の指定件数

分類	件数	分類	件数	分類	件数	分類	件数
庭園	207 (24)	岩石・洞穴	14	湧泉	1	山岳	16 (2)
公園	10	峡谷・溪流	34 (5)	海浜	36	丘陵・高原	2
橋梁	2	瀑布	9	島嶼	9 (2)	平原	
花樹	14	湖沼	3 (1)	砂嘴	1 (1)	河川	1
松原	6 (1)	浮島	1	温泉	2	展望地点	10
合計378 (36) ※(カッコ)は特別名勝 ※2014.04.01現在							



写真1 名勝錦帯橋 (筆者撮影)

り、改めて「名勝」の指定を受けている。

ここでは、岩国市が刊行している平成20年(2008)の『名勝錦帯橋保存管理計画書¹⁷⁾』から、その活用方案を確認することとしたい。「第5章整備活用」における「2. 整備活用の方法」の節では、「(1) 名勝の積極的な公開・活用の推進」、「(2) 来訪者の便益等に資する活用整備の推進」、「(3) 地域と連携した普及・啓発と活用の推進」の3項目に分けて、説明がなされているが、最後者には以下のような記述が見られ注目に値する。

フィールドミュージアムとしての整備・活用

吉香神社や目加田家住宅等の錦帯橋と関わり
の深い関連文化財や吉香公園等を活用し、錦帯橋を中心としたフィールドミュージアムとしての整備・活用を検討する。

『名勝錦帯橋保存管理計画書』p48

この活用方案は、フィールドミュージアムが、「地域の歴史や風土、文化など、すなわち、

地域全体をミュージアムと考え、地域住民と観光客が互いに価値を発見していくという地域主体の活動」のことを指すとすれば¹⁸⁾、エコツーリズムやエコミュージアムの理念につながるものであると考えられる。

環境省によれば、エコツーリズムとは、「地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み¹⁹⁾」で、「観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていく²⁰⁾」と考えられており、取り組みを進めていくことで、「①自然の美しさ・奥深さに気づき自然を愛する心が芽生え、地球環境問題や環境保全に関する行動につながっていく、②地域固有の魅力を見直すことで、地元へ自信と誇りを持ち生き生きとした地域になる、③私たちの自然や文化を

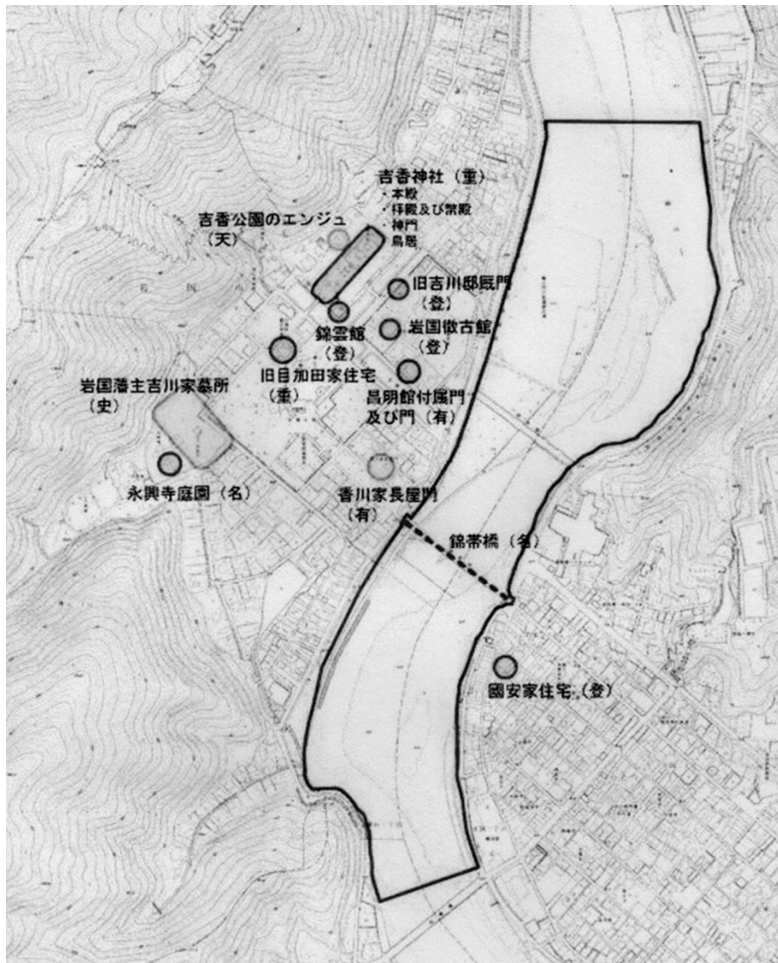


図1 名勝錦帯橋付近の文化財等位置図 『名勝錦帯橋保存管理計画書』
2008年, 25ページより

守り未来への遺産として引き継いでいく活力ある持続的な地域となる²¹⁾」という効果が期待されると考えられている。

エコミュージアムとは、フランスにその起源が求められるもので、G・H・リビエールの発想によるものである。リビエールによれば、エコミュージアムは、「地域社会の人々の生活と、その自然環境、社会環境の発達過程を史的に探究し、自然遺産および文化遺産を現地において保存し、育成し、展示することを通して、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする

博物館である²²⁾」と定義される。

いずれにせよ、「フィールドミュージアムとしての整備・活用」という活用方案は、「名勝」という「特別な文化財の単独的発想」ではなく、「地域の中の名勝」という捉え方をしながら、地域全体にその効果が広がることにより、観光的側面だけでなく地域社会そのものの活性化につながる可能性のある方案であると考えられる。

もちろん、国により名勝指定を受けていることから明らかなように、錦帯橋は構造や架橋技術、景観、その歴史性などが希少なことから

文化財として重要であるが、吉川氏の城下町という地域空間の中にあっては、図1のように、その構成材の1つとしての位置付けがあり、積極的に「地域の中の名勝」という思考もなされる必要があろう。

事例②「特別名勝松島」

特別名勝松島は、宮城県塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町と5つの行政区にわたって所在する日本三景の1つに数えられる著名な景勝地である。島嶼、海岸、マツ林などで織り成される景観、また、信仰の対象として、和歌の題材として取り上げられるなど、様々な価値が看取される景勝地である。大正12年(1923)に史蹟名勝天然記念物保存法により、「名勝」として国の指定を受け、昭和27年(1952)には文化財保護法により、「特別名勝」の指定を受けている。宮城県教育委員会により、昭和51年(1976)に『保存管理計画』が策定され、保存管理がなされてきた。その後、改訂が重ねられ、平成22年(2010)に3回目の改訂版が策定されている。

ここでは、その平成22年(2010)の『特別名勝

松島保存管理計画²³⁾』から、その活用案を確認することとしたい。

文化財は適切に保存するだけでなく、積極的な公開と活用を図ることによってはじめて国民生活に資することができる。特別名勝松島においては、多くの人々がその美しい景観を觀賞し、松島の歴史や文化に直接触れることが第一義的な活用であると考えられる。このことによってこそ特別名勝松島の価値が真に理解され、さらにはこれを次世代に継承していこうとする意識が育まれることとなる。適切な活用の在り方は松島の風致景観の保存にとっても有効であり、積極的に推し進められるべきである。また、特別名勝としての直接的な観点からだけでなく、松島の里山や里海の親しみやすい自然環境を主眼においた活用も進みつつある。昨今、自然との触れあいが求められ、教育の場における自然環境の観察会、森林を利用したハイキング、海浜を利用した海水浴、都市住民による地域の自然と文化及び人々との交流を目的としたグリーン・ツーリズムなどが盛んになっているが、これらは松島の理解を進める上でも



写真2 特別名勝松島 『特別名勝松島保存管理計画』2010年、表紙より

Mar. 2016

観光資源としての「名勝」

歓迎すべきことである。さらに、松島に暮らす人々が自らの地域に固有の景観や歴史・文化を再認識し、その特性を活かしたまちづくりをおこなうことも、特別名勝松島の景観をより良くすることに繋がると考えられる。すなわち、特色ある地域の創出は、松島の価値を高めるものと言える。

『特別名勝松島保存管理計画』p81

『特別名勝松島保存管理計画』においては、上記した文章の横側にキーワードを記載する体裁となっているが、そのキーワードは「美しい景観の鑑賞と歴史・文化の体験」、「教育の場における活用」、「自然環境に主眼をおいた活用」、「松島の特性を活かしたまちづくり」となっている。

これらのキーワード群からも明らかであるが、「体験」、「教育」、「自然環境」、「まちづくり」という近年の観光的活用に必須であるタームが使用されている。また、特筆すべきは、「グリーン・ツーリズム」というタームが文中に見られることである。「グリーン・ツーリズム」とは、農林水産省の定義によれば、「農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動²⁴⁾」のことであり、ニューツーリズムの1類型である。

松島湾では、カキや海苔の養殖、ボタ漬け漁という内湾を活かした漁業などが行われている。また、漁業で使用する竹などは、湾域の丘陵地で育てられ竹林景観を形成し、松島白菜の生産地なども見られる。『特別名勝松島保存管理計画』におけるこの方案からは、「特別名勝松島」の美しさを鑑賞するのみでなく、「体験」や「教育」、「交流」という手法を用いて、「松島」に対する地域住民の営み、関わりも含めて総合的に捉えていこうとする姿勢を読み取ることができる²⁵⁾。

以上のように、「人文的なもの」の事例として名勝錦帯橋を、「自然的なもの」の事例として特別名勝松島を取り上げた。事例として取り上げたこれら2者には、「その美しさを鑑賞する」と

いうコンテンツに加えて、持っている各々の価値を意識する形で、活用方案が思考されていることが看取された。その方案には「フィールドミュージアム」や「グリーン・ツーリズム」など、ニューツーリズムにおける類型が意識され、「地域住民」が登場人物として登場するコンテンツとなっているのである。

ニューツーリズムの潮流におけるエコツーリズムやグリーン・ツーリズム、またエコミュージアムなどのコンテンツは、「鑑賞」以外の魅力の創造や環境問題への意識などから「名勝」の保全につながるなど、「名勝」における観光的活用に取り入れるべき要素が多く、その観光的活用に有効に機能すると考えられるのである。

もちろん、その実践にあたっては、地域資源を包括的に配したストーリー展開やインタープリターの育成、体験プログラムの充実、地域住民の積極的関わりなどの課題が積極的に議論されていく必要がある。

そして、研究領域においても、文化財研究者と観光研究者の実践的共同研究、行政領域では文化財セクションと観光セクションの密な連携なども視野に入れるべきであろう。

おわりに

近年、都心部への人口の集中による、地方人口の減少が問題視され、多くの地域でその対応策の1つとして「観光」による地域の活性化、所謂、観光地域づくりが思考・実践されている。ここで言う「観光」による地域の活性化とは、「観光」を基軸としてコミュニティーベースの経済振興をはかり、交流人口・定住人口の増加、地域基盤の強化を目指すというものであるが、そのためには、多くの観光者に来訪してもらうべく、滞在コンテンツを充実させ、魅力的な地域空間を形成し、一過的でなく持続的な観光振興を思考すべき必要がある。

「名勝」を観光資源として捉えた場合、「その美しさを鑑賞する」ということが、前提となるであろうと考えられるが、このような情勢下に

あつては、「美しさの鑑賞」に特化した発想では観光の活用を継続的に展開することはできないであろう。

その観光の活用に関する案においては、ニューツーリズムのコンテンツに目を向ける必要があると考えられる。このことは決して、社会的流行に便乗しようというのではなく、「観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れる²⁶⁾」という思考が、「鑑賞」以外の魅力を観光者に提供することになると考えるからであり、また、「名勝」の持つ性質上、自然環境の保全につながるエコツーリズムなどの思考が、「観光」という側面を越えて、「保存」・「継承」という文化財の第一義的思考に極めて有効に機能すると考えるからである。

加えて、「地域」における総合的な取り組みの中で、線的・面的な資源化を思考しながら、「地域」や「名勝と地域住民との関係」という様々なつながりや新たな展開を生じさせる視点も大切にする必要がある。ここに観光資源として持続的活用が可能かどうか、ひいては地域全体の「保存」や次世代への「継承」のポイントの1つがあると考えられる。吉兼秀夫は、エコミュージアムの概念を「地域の中にいくつかの限られた美しい景観や自然、大事な文化財や記念物があるというのではなく、地域の中にあるすべての素材に価値があり、それらが一体となつてはじめて地域は地域となると考えるものである²⁷⁾」と整理しているが、観光資源としての「名勝」を思考する際にもこのことを顕著に意識する必要があると考えられる。

本稿で事例として取り上げた2者のような観点を判然と案に盛り込んだ計画書は多くはないと考えられるが²⁸⁾、ニューツーリズムのコンテンツへ着目し、計画・実践を目指す方向性は、もちろん、クリアすべき問題や地域課題もあるが、「観光による地域の活性化」のみでなく、「保存」・「継承」という側面にも有効であると考えられる。

〔謝 辞〕

本稿は、2015年10月15日に韓国、ソウルに所在する景福宮古宮博物館において、文化財廳、国立文化財研究所、又石大校産学協力團、(社)韓国傳統造景學會などにより開催された韓・中・日 国際シンポジウム「International Symposium on the Application Strategy of Scenic Site for Expand the Right to Enjoy Culture」において、筆者が「Tourist respect to the type and use of Japan scenic sites resources (日本名勝文化財の類型と観光の活用について)」と題して研究発表した内容を加筆・修正し、文章化したものです。シンポジウム当日、中国や韓国の研究者の方々との議論からは多くを学ぶことが出来ました。筆者を招聘してくださいました先生方、とりわけ、清州大学の朴九遠先生には「名勝」のみでなく、多くのご教示を頂戴しました。記して感謝します。

また、公務でご多忙にもかかわらず、筆者のヒアリング調査にお時間をつくってくださいました岩国市役所産業振興部錦帯橋課架け替え班長の蔵重隆之氏、同部観光振興課観光班長・空港利用促進室次長の山本隆氏にも多くのご教示を頂戴しました。記して感謝します。

〔献 辞〕

辰巳浅嗣先生、どうぞこれからも健やかに、後進をお導きください。

注

- 1) 『文化財保護法』第2条第1項第4号
第二条
四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- 2) 『文化財保護法』第109条第1項
第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要な

Mar. 2016

観光資源としての「名勝」

- ものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 3) 『特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』
(名勝) 左に掲げるもののうち我が国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの
- 一 公園、庭園
 - 二 橋梁、築堤
 - 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
 - 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
 - 五 岩石、洞穴
 - 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
 - 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
 - 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
 - 九 火山、温泉
 - 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
 - 十一 展望地点
- (特別名勝)
名勝のうち価値が特に高いもの
- 4) 「人文的なもの」には庭園・公園・橋梁などが含まれる。
- 5) 2014年4月1日の時点の指定件数から算出した。件数については、本文中に掲載した表1のとおりである。
- 6) 小野健吉(2004)「庭園」『岩波日本庭園辞典』岩波書店、211ページ
- 7) 文化財保護法第2条第1項第4号において、「芸術上又は鑑賞上価値の高いもの」と表現されていることから明らかなように、「名勝」の根本的な魅力は「美しさの鑑賞」にあると考えられる。例えば、平澤毅は「名勝地」は、人文的なものにしても自然的なものにしても、その美しさのゆえに鑑賞するため人々が数多く訪れるという点で優れている地と言え」と指摘している。平澤毅(2009)「日本における文化遺産としての風致景観の保護と保全—特にその歴史と「名勝」の保護について—」『国際シンポジウム 名勝の現状と展望』文化財廳、國立文化財研究所82ページ
- 8) 物見遊山の観光から体験型・交流型観光への眼差しの変化のことを指す。
- 9) 『保存管理計画』は文化財保護法第109条第1項・第2項の規定により指定された「史跡」、「名勝」、「天然記念物」における保存管理に万全を期すために策定される計画書であり、「名勝」に特化したものではない。
- 10) 平成24年(2012)に定められた『観光立国推進基

- 本計画』は、平成24年度から平成28年度(2016)を対象年度とした基本計画である。
- 11) 観光庁HP「ニューツーリズムの振興」
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/index.html> (2015.09.16 アクセス)
- 12) 前掲注11)
- 13) 「文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発」、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化」、「歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発」、「優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発」については、前掲注10) 29～31ページに記述が見られる。
- 14) 「水辺における環境学習・自然体験活動の推進等」、「農山漁村の地域資源の活用支援」については、前掲注10) 34～35ページに記述が見られる。
- 15) 文化庁HP「名勝の種類別指定件数」
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kinenbutsu/> (2015.09.05 アクセス)
- 16) 岩国市役所の蔵重隆之氏、山本隆氏のご教示による。
- 17) 岩国市(2008)『名勝錦帯橋保存管理計画書』
- 18) フィールドミュージアムについての定義等を入力し、十分に整理することができず、筆者のイメージで記述したため、「指すとするならば」というようなやや曖昧な表現となっている。
- 19) 環境省HP「エコツーリズムとは」
<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/about/index.html> (2015.09.16 アクセス)
- 20) 前掲注19)
- 21) 前掲注19) なお、①～③という丸数字は筆者が付したものである。
- 22) 大原一興(1999)『エコミュージアムへの旅』鹿島出版会、8ページ
- 23) 宮城県教育委員会(2010)『特別名勝松島保存管理計画』
- 24) 農林水産省HP「グリーン・ツーリズムとは」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose-tairyu/k_gt/index.html (2015.09.16 アクセス)
- 25) 平澤毅は『特別名勝松島保存管理計画』について、「優秀な風致景観の鑑賞のみならず、歴史・文化の体感、教育の場における活用、エコ・ツーリズム(eco-tourism)などにも言及し、それらを活かしたまちづくりを一体的に推進していくこと、さらには、そのために地域住民の理解と協力の促進、計画的な事業計画の必要性などにも言及している。そして、その実現においては、様々な手段による情報発信と、連絡協議会等の設置と継続的な運営を重視している。このような特別名勝松島保存管理計画は、自然名勝のうちでも特に価値を有する特別名勝を対象としたものであること、広大な

地域に及ぶこと、ステークホルダー (stakeholder) が多岐にわたること、地種区分が高度に細分化されていること、そして継続して改訂を重ねていること、などの諸点から、今日における名勝の保存管理計画の水準の一端を示す上で極めて重要な事例といえる」と評価している。平澤毅 (2011)「日本における名勝の保護—保存と活用, その方策と動向—」『韓・中・日 国際ワークショップ〈名勝保存と活用方案〉』国立文化財研究所 66 ~ 67 ページ

- 26) 前掲注 11)
- 27) 吉兼秀夫 (2015)「地域のへそくりの作り方, 活かし方」『日本観光研究学会関西支部発表資料』, 5 ページ
- 28) 本稿で取り上げた錦帯橋と松島の『保存管理計画書』は, 2008 年, 2010 年に策定されたものである。

今後, 策定される『保存管理計画書』には, このような観点からの記述もなされる可能性が推測される。

参考文献

- 岩国市 (2008)『名勝錦帯橋保存管理計画書』
- 『観光立国推進基本計画』(2012)
- 観光立国推進閣僚会議 (2015)『観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015—「2000 万人時代」早期実現への備えと地方創生への貢献, 観光を日本の基幹産業へ—』
- 文化庁文化財部記念物課 (2013)『名勝に関する総合調査—全国的な調査 (所在調査) の結果—報告書』
- 宮城県教育委員会 (2010)『特別名勝松島保存管理計画』